

第10回  
消費者教育推進会議  
議 事 録

平成27年7月9日（木）

消費者庁消費者教育・地方協力課

## 第10回消費者教育推進会議 議 事 次 第

1. 日 時 平成27年7月9日(木) 9:57~11:58
2. 場 所 消費者委員会大会議室
3. 出席者(敬称略・50音順)  
委員: 飯泉 嘉門、大竹 美登利、尾嶋 由紀子、尾上 浩一、柿沼 トミ子、  
河野 恵美子、佐分 正弘、島田 広、清家 久樹、高山 靖子、富岡 秀夫、  
西村 隆男、古谷 由紀子  
幹事: 文部科学省生涯学習政策局 藤江男女共同参画学習課長  
厚生労働省社会・援護局 金井地域福祉課長  
農林水産省消費・安全局 道野消費者情報官  
消費者庁: 板東長官、服部審議官、植田消費者教育・地方協力課長、  
消費者教育・地方協力課 尾崎企画官

### 4. 議事

1. 開 会
2. 会長選出
3. 会長代理指名
4. 今期の消費者教育推進会議の進め方について(案)(消費者庁)
5. 意見交換
6. 閉 会

### 5. 配布資料

- 資料1 委員名簿
- 資料2 幹事名簿
- 資料3 消費者教育を取り巻く環境変化について
- 資料4 今期の消費者教育推進会議の進め方について(案)

### 【参考資料】

- 参考資料1 消費者教育推進会議令
- 参考資料2 消費者教育推進会議運営規程
- 参考資料3 消費者教育推進会議取りまとめ(平成27年3月5日)

### 【委員提出資料】

- 飯泉委員 「徳島県の消費者教育の取組み」等
- 大竹委員 消費者教育教材等
- 尾嶋委員 公益社団法人全国消費生活相談員協会  
週末電話相談事例集vol.15「こんな相談ありました!!」
- 柿沼委員 全国地域婦人団体連絡協議会2015年度事業計画
- 河野委員 「一般社団法人消費者市民社会をつくる会設立趣意書」等
- 佐分委員 「ACAP活動のご案内」等
- 富岡委員 平成27年度消費者教育支援センター事業計画(概要)  
消費者教育研究170号
- 古谷委員 サステナビリティ消費者会議
- 西村委員 第10回消費者教育推進会議資料

○消費者庁植田消費者教育・地方協力課長 おはようございます。それでは、ただいまより第10回「消費者教育推進会議」を開催いたします。

皆様、御多用のところ御参集いただき、ありがとうございます。まだ当会議の会長が定まっておられませんので、会長を選出いただくまで、消費者庁の事務方で進行させていただきます。消費者教育・地方協力課長の植田でございます。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、消費者庁長官の板東久美子より御挨拶申し上げます。

○消費者庁板東長官 皆様、大変お忙しいところ今日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、第2期の消費者教育推進会議の委員を快くお引き受けいただきましたこと、本当に感謝申し上げたいと思います。

第1期の会議につきましては、この3月まで2年間、御審議をいただきまして、3月には取りまとめをいただいて、それを公表していただいたところでございます。ちょっと間が空きまして7月からのスタートになりましたけれども、よろしくお願いいたしますと存じます。

今回は新しい委員の方々も含めまして、新たな体制でスタートいたしました。いろいろな課題が今、生じているところでございますけれども、それを踏まえまして大きな変化、そして様々な課題を踏まえまして、更に積極的な御議論をいただければありがたいと思っております。

変化の1つといたしましては、消費者を巡る状況が非常に大きく変わりつつあるところでございます。御承知のように高齢化の中で高齢者の被害が大変増えておりますし、インターネットを初めとして情報化の進展が、消費者トラブルなどにおいても多様化、複雑化、増加ということにつながっているところでございます。また、その中でも国境を超えたトラブルも出てくるということでありまして、多様な年代層の中で様々な特色があるわけですが、全体として子供たちから高齢者まで様々な形での消費者被害が生じている状況でございます。

こういった中で、消費者の被害を防止していくことももちろん重要でございますけれども、それを超えて消費者として合理的な選択、判断をしていく力を付けていくこと、消費者力の向上を図っていくことは非常に重要なことでございますし、更に一人一人の利益を守っていただくだけではなくて、消費者の行動を通じてよりよい社会を形成していくという消費者市民社会の実現に向けた消費者力の向上が強く求められていると思っております。

そういった消費者教育が必要になってくる状況があるわけですが、それに更に加えて、今、公職選挙法の改正によりまして、18歳まで公職選挙法の選挙権年齢が引下げになったという状況があり、そういう中で若い人たちもより積極的に社会を形成していく、そして自立していく力を身に付けていくことが求められるわけでございますし、これについても大きく消費者としての力、自立の必要性を高めているのではないかと考えているわけでございます。

また、「学習指導要領」の改訂の議論も今、始まっておりますけれども、学校教育の中

でどう消費者教育を本質的な形で位置付けていき、そして、それに具体的に組み込んでいくかということも非常に重要な時期になっているかと思っています。そういった様々な変化もございまして、消費者行政でも先ほど申しました高齢者の被害の防止については、高齢者の見守りネットワーク推進や相談体制の充実、また、消費者教育についても中核的な役割を果たしていきます消費生活センターの拠点としての充実といったようなことも図ってきているわけございまして、こういったことと正に連動させながら消費者教育推進を図っていく。具体的に成果を上げていく必要があるかと思っていますのでございまして。

そのようにいろいろな背景の変化があり、そしていろいろな施策の推進が並行して進められている中で、消費者教育の推進というのは本当に消費者としての力を高めていく上で一番重要な基本的な部分に当たるところであるかと思っておりますので、積極的な皆様の御議論をいただきまして、一層の推進を図っていきたく思っているところでございまして。

本当に今日はどうもありがとうございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○消費者庁植田消費者教育・地方協力課長 配付資料ですけれども、議事次第の下の資料1が消費者教育推進会議の委員名簿です。時間の関係で皆様のお名前の読み上げは省略させていただきますので、後ほど御発言の際に自己紹介を含めて御発言いただければと存じます。

なお、本日は東委員、齊藤委員、曾我部委員、本家委員が御欠席でございます。島田委員は後ほど遅れてお見えになるとのことでございます。

議事次第を御覧いただきまして、2及び3に従いまして当会議の会長及び会長代理の選出をお願いいたします。

お手元の参考資料1「消費者教育推進会議令」を御覧いただければと思います。この第四条ですけれども、「会議に、会長を置き、委員の互選により選出する」ということ。それから、2「会長は、会務を総理し、会議を代表する」、3「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」とされております。それに従いまして、まず会長を選出いただきまして、次に会長に会長代理を御指名いただきますようお願いいたします。

会長の選任でございますけれども、委員の間でどなたかを御推薦いただき、お決めいただければと存じます。いかがでしょうか。

古谷委員、お願いいたします。

○古谷委員 古谷です。よろしくお願ひいたします。

私は西村隆男委員を御推薦したいと思ひます。

御存じのように消費者教育専門の研究者でいらっしゃる的同时に、前回、1期では会長代理を務めて、取りまとめに御尽力いただきましたということで御推薦申し上げたいと思ひます。

○消費者庁植田消費者教育・地方協力課長 古谷委員から西村委員の御推薦がございましたけれども、いかがでしょうか。ほかにございましてでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○消費者庁植田消費者教育・地方協力課長 ありがとうございます。

それでは、異議なしということでございますので、西村委員に会長をお引き受けいただきたいと思ひます。

西村委員には議長席に移っていただきまして、進行をお願いしたいと思ひます。

まず就任の御挨拶と会長代理の御指名からいただければと思ひます。こちらに御移動いただけますでしょうか。

(西村委員、会長席へ移動)

○西村会長 おはようございます。横浜国立大学の西村でございます。

ただいま御指名をいただきました者でございます。何分、不慣れでございますが、よろしくお願ひを申し上げます。

前期と申しましうか、第1期の推進会議で取りまとめの作業あるいは3つの小委員会等では委員の先生方に大変お世話になりまして、ありがとうございます。御礼申し上げます。

今期もその上に新たなスタートとなりますけれども、これまでの議論の積み重ねの上に、更に充実した議論ができるように進めてまいりたいと思ひます。積極的な忌憚のない御意見の交換等、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、会長代理の選出でございますが、私が不在の場合に会長職をお願いしなければなりません。第1期の推進会議で情報利用促進小委員会の座長を務めていただきました大竹委員にお願いをしたいと思ひますが、御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、大竹先生よろしくお願ひいたします。

○大竹委員 ただいま御指名いただきました大竹と申します。

第1期のときに情報利用促進小委員会のまとめ役をさせていただきました。皆さん非常に熱い議論を交わされて、まだまだ不十分なところはあるかと思ひますけれども、一定の成果があるまとめができたのではないかと思ひます。議論の中で私もいろいろたくさんのお話を学ばせていただきました。会長代理が務まるかどうか分かりませんが、皆さんの御協力のもと務めていければと思ひております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○西村会長 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料についての確認、そして、会議の運営に関する部分等につきまして、事務局からの御説明をお願いします。

○消費者庁植田消費者教育・地方協力課長 資料1につきましては、先ほども御覧いただいた委員名簿です。

資料2は、消費者教育推進会議の幹事名簿でございます。先ほど御覧いただいた消費者教育推進会議令の第五条で、「幹事は、会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補

佐する」とされているところです。

資料3、資料4については、事務局から提出させていただきました。

資料3が「消費者教育を取り巻く環境変化について」でして、その後、少し厚い別紙1という資料がありますけれども、これは資料3の添付資料です。

資料4が本日御議論いただきたい「今後の消費者教育推進会議の進め方について（案）」です。

それから、参考資料1、参考資料2とございますけれども、参考資料2につきましては平成25年3月にこの会議で決定いただいた消費者教育推進会議の運営規程です。後ほど御覧いただければと思いますけれども、特に第三条では「会議は公開とする」こととされており、第四条の2では「議事録は公開する」とのことです。また、第五条で「小委員会を置くことができる」とされており、その他の規定についても後ほど御覧いただければと思います。

資料番号を振っておらず恐縮ですけれども、消費者教育推進会議の取りまとめ。先ほど御紹介がありました3月に取りまとめをいただいたものの冊子です。

また、後でも御紹介しますけれども、「消費者基本計画」を3月24日に閣議決定しておりますので、それを御参考まで配付しております。

「平成26年度消費者政策の実施の状況」、それから、「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」についての冊子を配付しております。これは「消費者白書」と呼んでいるものでして、御参考にさせていただければと存じます。

なお、独立行政法人国民生活センターの「研修施設 宿泊施設ご利用案内」というパンフレットを配付させていただいておりますので、何か御利用の機会がございましたら、是非御活用いただければと思います。

委員からいただいている資料が幾つか配布されておりますけれども、ここでは御紹介を省略させていただいて、また御発言の際に御紹介をいただければと存じます。よろしくお願いたします。

○西村会長 ありがとうございます。

配付資料等の説明を頂戴しましたが、何か御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本会議の進め方に関しまして、まずは板東長官から御発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○消費者庁板東長官 それでは、後で資料自体については事務局から説明をさせていただきますけれども、私から先ほど御挨拶でも触れさせていただきました、今、非常に重要な動きがいろいろございますので、それを踏まえて御議論をいただきたい、その方向性のところについて少しお話をさせていただきたいと思っております。

まず、この消費者教育推進会議の今期の使命の1つといたしましては、前に御議論いただきまして方向性を出していただきました「消費者教育の推進に関する基本的な方針（以

下「基本方針」という。)」がございしますが、それが3年たったところでの見直しというお話がございします。5年間の方針でございしますけれども、中間的な検証、それに基づく見直しといったようなことを進めていただく、御議論していただくというところが一つあるわけがございします。

それから、大きなテーマといたしましては、先ほども少しお話申し上げました「学習指導要領」の改訂が今、議論が始まっていることがございまして、こちらのほうはこれから議論がかなり集約されていく段階になってまいりますので、時機を失することなく、消費者教育の観点からも「学習指導要領」の中にどう位置付けていただくか、その新しい動きの中で適切に御意見を文部科学省の中央教育審議会にもお伝えをしていく必要があるかと思っております。

今、「学習指導要領」改訂の大きな方向性としましては、今までの「学習指導要領」というのはどちらかと言えば何を教えるかというところに重点がございましたけれども、新しい2020年から実施される「学習指導要領」においては何を教えるかだけではなくて、いかに学ぶか、どういう力を最終的に付けていくのか、そういうところにきちんと焦点を当てていこうということがあるわけがございまして、いかに学ぶかという中には、アクティブラーニングと言われているような、例えば課題解決型学習のような能動的、主体的な学びをどう推進していくのかということのも、1つ大きな柱になっております。

消費者教育は生きた課題を取り上げて、実践的な力を付けていく、主体的に学んでいくことが非常に必要な分野でございしますので、正に今の「学習指導要領」のそういった主体的な学びを進めていこうという方向性、あるいは、いろいろな学校外の方々とも連携をしながら、能動的な学びを進めていこうという方向性にも、非常に合致をするのではないかと思っております。

また、どのような力を身に付けていくのかという究極的な目的としては、自立、協働、創造ということが大きな柱として出されており、そういう力は今まで言われている生きる力ということになるわけでありまして。社会に出て働いていく上で必要な力というのもキャリア教育などで推進されておりますが、正に消費者教育で目指している生活者として自立して判断をし、また、消費者市民社会の形成といったことにも思いを致すことができるような力というのは、正に生きる力の非常に重要な柱になってくるのではないかと。それをより本質的な形で御理解、位置付けていただくことは重要ではないかと思うところでございします。

また、消費者教育は特定の教科あるいは特定の事柄だけを通じて行うものではなく、幅広い教科を通じて横断的に推進をしていく、総合的に全体としてそういった力を付けていくことが必要になってくると思っておりますので、そういったところ全体にも目配りをしていく必要があるのではないかと思うところでございします。

また、「学習指導要領」の中で非常に注目すべき点としては、これは選挙権年齢の引き下げの問題などとも関わってまいりますけれども、社会の形成者としての主体的な力を育

成する新たな科目を高校段階で設けようということで、今、仮称「公共」ということで議論されているようでございます。そういった社会の形成者としての力というのは当然前提として生活者としての力、あるいは消費者市民社会の形成ということに向けての意識、能力ということも非常に関わってまいりますので、そういった高校段階での新しい科目における内容、守備範囲にも消費者教育は大きく関わってくる話ではないかと思っております。

こういった検討の中に消費者教育というものをどう位置付けていくか、その具体的な推進についてどうお考えいただくかということも、文部科学省あるいは中央教育審議会と連携しながら進めていかななくてはいけないのではないかと。それに向けた御議論を適時適切にいただいて発信していただくことも必要ではないかと思うところでございます。

また、今、申し上げました公職選挙法の改正ということで、選挙権年齢の問題だけではなくて、次の段階として民法の成人年齢の引下げという問題が出てまいりと思っております。その場合には早い段階で契約などの主体となってまいりますので、それに必要な力というものをどう実践的、具体的にも身に付けていくのかということも、非常に重要になってくると思っております。

この間、いろいろ御紹介をされておりましたPTAでとられたアンケートでも、中学校の段階で例えばネット通販を利用している者が2割ぐらいに及ぶとか、今の社会の変化の中でかなり子供たちがいろいろな変化した状況の中で実際に契約をしたり、物を買ったりという状況も出てきているわけでありまして。そのようなことも踏まえながら若い人たち、高校生、大学生のようなところが中心になってくるのかと思っておりますけれども、若い人たちの消費者としての力、消費者教育というものをどう考えていくのか、これを具体的、実践的にサポートしていくための議論ということもこの中で非常に重要になってくると思っております。

そのような点も含めまして、後で課長から御説明をさせていただきますけれども、重要なポイントを踏まえて、具体的な道筋をお示しいただければありがたいと思っておりますし、先ほどから申し上げましたように、例えば「学習指導要領」の改訂ですと、それに的確に時機を失することなく、御意見を発信していく必要もあるかと思っておりますので、そういった点も含めまして審議の進め方をいろいろ御検討いただければありがたいと思っております。

長くなって恐縮でございますが、会議の御議論の始まりに当たりまして、私からお願いを申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、事務局で用意していただきました資料3、資料4、消費者教育を取り巻く環境変化並びに今期の推進会議の進め方ということで御説明をお願いいたします。

○消費者庁植田消費者教育・地方協力課長 資料3、別紙1、資料4について御覧ください。

資料3は、今後、推進会議で御議論いただくに当たっての背景、前提として、最近の消費者教育を取り巻く環境変化をまとめたものです。

資料4は、今後御検討いただいてはどうかという事項を事務局で整理したものです。

まず資料3ですけれども、「1. 消費者教育推進会議について」です。最初の○で推進会議の任務について改めて確認をさせていただきます。法律で規定されておりますけれども、①消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して委員相互の情報の交換及び調整を行うこと、②「消費者教育の推進に関する基本的な方針」について意見をいただくということでございます。

「2. これまでの検討状況」でございますけれども、25年3月以降、基本方針について御議論をいただきまして、平成25年6月に閣議決定をしているところでございます。それ以降、3つの小委員会を設置いただきまして、基本方針の中で「今後検討すべき課題」というものを議論いただきました。小委員会の議論を経て、平成27年3月に取りまとめをいただいているということでございます。

残る課題については、今期の会議で検討すべきということで、「今後の課題」として提示をされております。それについては後ほど資料を御覧いただければと思います。

2ページは「3. 消費者を取り巻く環境変化について」ということで、長官からもありましたけれども、高齢化でありますとか、高度情報通信、グローバル化といった問題があるということでした、「消費者基本計画」の中でも消費者を取り巻く環境変化と課題が7つ挙げられています。こちらについても詳細は後で御覧いただければと思います。

基本方針の見直しについては、「消費者教育推進法」では「5年ごとに基本方針に検討を加え、必要があるときはこれを変更する」とされています。また、基本方針の中では、「施策の実施状況の把握に努め、それを踏まえた上で見直しを行う。社会経済情勢の変化に対応するため、3年をめぐりに中間的な見直しをする」とされているところです。

3ページ、「基本方針策定後の主な変化等」ですけれども、(1)については消費者トラブル被害の概況です。消費生活センターに消費生活相談が寄せられておりますけれども、25年度に9年ぶりに前年に比べ増加となり、26年度にも前年を上回る相談が寄せられているということです。要因としては高齢者を含めて情報化が浸透し、インターネット通販でのトラブルなどが増加して、その相談が増えているということだと存じます。

(2)ですけれども、「消費者基本計画」を閣議決定いたしました。3月の消費者教育推進会議の取りまとめの内容を踏まえて改訂をしたものでございます。例えば地方消費者行政強化作戦を策定しましたけれども、その中で消費者教育の推進についても明確に位置付けをしているところです。

(3)若者向け消費者教育の関係ですが、「学習指導要領」の改訂に向けた中央教育審議会の検討が始まっています。20年、21年改訂の際に社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などを中心に消費者教育に関する教育が充実されてきておりますけれども、26年11月、文部科学大臣より中央教育審議会に対して諮問がされておまして、その議論が開始されています。内容としては、「学ぶことと、社会のつながりをより意識した教育を行い、子供たちが基礎的な知識・技能を習得するとともに、実社会や実生活の中でそれを活用しな

がら、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究し、学びの成果等を表現、実践に活かす視点を重視」です。

4 ページ②ですけれども、「公職選挙法等の一部を改正する法律」で、選挙権年齢が18歳へ引き下げられますが、その法律の中の附則で、民法、少年法の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるとのこととされております。参考で附則を書いております。

21年に法制審議会の答申が出ておりまして、「民法の成年年齢引下げについての意見」というものですが、「民法の成年年齢を引き下げるのが適当である」とされましたが、ただし、民法の成年年齢を引き下げると消費者被害の拡大など様々な問題が生じるおそれがあることから、「法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である」との指摘がされておりまして、正に、消費者教育の更なる充実というものが求められているところでございます。

以上が資料3でございます。

資料4を御覧いただけますでしょうか。今後の進め方についての事務局案でございます。後ほど御議論いただいて、どういったことを御検討いただくか御意見をいただければと思いますが、事務局案としては、今期の推進会議では、(1)基本方針の見直しに向けた論点整理をいただければいかかということ、(2)社会情勢等の変化に対応した課題を議論いただければいかかということでございます。

基本方針の見直しに向けた論点整理につきましては、国でありますとか地方の施策、地方では消費者教育推進計画などを都道府県、市町村で策定されてきておりますので、そういったものの実施状況に関する調査、分析評価を行い、消費者教育の現状を把握すること。それから、基本方針に掲げられた課題、取りまとめの際に指摘された課題について順次御検討いただくということで、この会議の任期が2年と想定しておりますので、平成29年6月までの2年間の間に、基本方針の見直しに向けた論点を整理いただけないかということでございます。

(2)については、基本方針の見直しとは別に、「社会情勢等の変化に対応した課題」ということで幾つか御検討をいただきたいということです。一つは若年者への消費者教育。これは成年年齢引下げに向けた環境整備という観点からでございます。最低限理解すべき契約に関する基本的な考え方であるとか責任といったこと。それから、成人、社会人として消費者市民社会の形成に参画することが重要ですので、そうしたことを理解していただくための教育といったことについて、議論をいただけないかということでございます。

「その他」とありますが、これ以外にもあれば御議論いただければということでございます。

「当面の検討事項」として、(1)にまず「若者への消費者教育」とありますけれども、中央教育審議会の審議が始まっておりますので、それに間に合う形で先にこちらについて

重点的に御議論いただいております。

①は「学校における消費者教育の現状を踏まえた成年年齢引き下げに対応した環境整備」ということで、なかなか学校教育も時間もとれない状況がありますので、最低限の知識を最短時間で全員が身に付けるということを重点に置いて御検討いただいております。その際、文部科学省からヒアリングということも行っております。契約に関して指導するための必要な教材であるとか手段について、誰が授業を行うのかといったことについても、御議論をいただければと思います。

②「消費者市民社会の形成への参画の重要性への理解」ということで、消費者教育の担い手、消費者市民社会の担い手として若者、高校生、大学生に活躍していただくということについても御議論いただけないかということもございます。

(2)につきましても、基本方針の見直しに向けた論点整理でございますけれども、こちらは29年6月まで2年間を掛けて御議論いただければと考えております。

①で国、②で都道府県・市町村の実施状況の把握ということ。③で消費者教育の現状であるとか、消費者市民社会の普及度の把握ということを行っていただいております。④は基本方針、「消費者教育推進会議取りまとめ」で幾つか課題を指摘されておりますので、そういったことについても順次検討をいただきたいと考えております。

「3. 今後のスケジュール」でございますけれども、この親会議と申しますか、消費者教育推進会議自体は3カ月に1回程度開催していただいております。必要に応じて作業部会と申しますか、先ほど申し上げました小委員会のような形もあり得ると思っておりますが、そういった形で御検討をいただき開催していただければかということ、事務局案を作成させていただきます。

以上でございます。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、ここで御出席の委員の皆様から自己紹介も兼ねて、この推進会議におけます議論すべき事項あるいは進め方等について御発言を頂戴したいと思います。お手元の資料、徳島県の資料から始まって束ねてあるものが、資料を御提出いただいた方の資料でございます。時間の関係もございますが、お一人3、4分というところで御了解いただければありがたいと思っております。

それでは、最初に飯泉委員からお願いいたします。

○飯泉委員 それでは、御指名でございますので、徳島県知事の飯泉嘉門です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、徳島県の両面刷りの資料を御覧いただければと思います。大きく2点、お話を申し上げたいと思っております。

まずは今、お話のありました消費者教育、徳島県での今の在り方についてであります。徳島では基本的視点にもございますように、守られる消費者から自立した消費者を目指していこうという形で進めております。そこで、これまでとしてはライフステージに即して

体系的な消費者教育を進めております。例えば就学前から、そして大学、更には地域、高齢者という5つのフェーズで進めております。

まず幼稚園から高校まででは具体的な教育研究実践校を指定して進めるとともに、弁護士会であるとか、消費者団体の皆さん方による出前授業なども行っております。また、社会、地域といった観点では消費者大学校、更には専門的な対策を行っていく大学院、既に1,700を超える卒業生が出ておまして、この中から消費者と行政とをつないでいただく全県下に「くらしのサポーター“阿波の助っ人”」などとも呼んでおりますが、見守り人材登録制度としておまして約400名、また、消費者協会、老人クラブ連合会、生協、大学など14団体の皆さん方と連携を進めているところでございます。

さらには、くらしのサポーターの皆さん方の教育であるとか、いろいろな自主講座での講師を務めていただく、更に一段上の消費生活コーディネーター制度もスタートをしているところであります。また、圧倒的に事業者のほうに情報を持っていて、消費者は逆に情報がない状態に置かれる点を解消していこうということで、相談体制の充実強化も進めているところであります。こちらは県の消費者情報センターを中核として、一番相談が多いのは土日ということでもありますので、土日も含めて実施を行うとともに、消費担当部局には警察本部あるいは教育委員会から職員を配置いたしているところでございます。また、緊急的な状況につきまして、特に先ほども長官から高齢者の被害、特殊詐欺などが多いものですから、メールの配信によりまして県警本部と双方向でのラインを作っているところでございます。

また、こうした皆さん方に見守り手帳の配布という形で、消費者相談の対応マニュアルをお配りいたしまして、相談のコンビニ化を図っているところであります。こうしたものをベースとして、徳島としては大きく3点、今、進めております。

1つは、今日も課題となっております、いわゆる成人年齢の引下げなど若者が中核となっていく消費者教育。特に、高校生、中学生の皆さんは大変倫理的な行動、これをやりたいという期待が大きいのです。「鉄は熱いうちに打て」ではありませんが、エシカル教育を初め、高校生などによる先進的な取組をしっかりと行っているところでもあります。

高齢者の皆さん方に対しては、どうしても見守り体制の強化が必要となってまいります。

消費者の問題解決力の向上という形で、日々分かりやすい形で知っていただきたい。こうした形でも進めさせていただいております。

裏面を御覧いただきたいと思います。今度は具体的な事例に基づいて、特に、食の安全安心・食品表示へのアプローチについてであります。

昨今ずっと世間をにぎわしてまいりました産地偽装あるいは有名なホテル、レストランにおける表示偽装といった点について、多くの消費者の皆さん方あるいは生産者の皆さん方への被害が広がってきたところであります。そこで今までは国が一元的にお持ちをいただいていた措置命令権限を都道府県知事、消費者の一番身近なところへ持っていくべきではないだろうか。徳島から政策提言を知事会の提言として消費者担当大臣のほうにも提言

をさせていただきました。また、罰則もこのままでは弱過ぎる。もうけ得といったわけにはいかないということで、この課徴金制度へも今、つなげていただこうとしているところでありまして、結果として景品表示法の改正を行っていただいたところであり、消費者庁の皆さん方には心から感謝を申し上げたいと思います。

当然、我々は国にお願いだけというわけにはいきませんので、条例によってしっかりとした取組を行っていきこう。安全安心の審議会の設置はもとより、それぞれのものを逃げられないような形での科学的な産地判別検査、こうしたものを条例で規定をさせていただいております。

さらには監視体制を常時にということで、先ほどの「阿波の助っ人」の皆様方、これはもとよりであります。また、「とくしま食品表示Gメン」を県の中に設置をし、見守りを行っていきこう。ただ、まだこの段階では国からの措置命令権限が地方に移っておりませんでしたので、特に、表示偽装のときには何をしに来たんだと。こうした不届きなホテルもあったところでありまして、こうしたところは徹底的にやらせていただきました。

ということで、措置命令権限も移していただいたということで、今では大きく2つ。1つは産地偽装で世の中を大変お騒がせをいたしました、トップブランドである鳴門わかめの認証制度ということで、トレーサビリティ、見える化を行うとともに、食品表示Gメンにおける査察。また、消費者の皆さん方との連携による認証シールについては、加工、販売、流通の事業者の皆さん方は、最初はかなりネガティブでありましたが、最終的には消費者の皆さん方、また、販売の皆さん方にとってもこちらのほうがやはり有利ではないだろうかということで、今は認証シールを貼る。一目でこれが認証されたものかどうか分かるようにさせていただきました。

ということで、国におきまして食品表示法がいよいよ4月から施行となったところでありまして、国が法律をスタートさせるということであれば、当然、県におきましてもその受け皿として全国初となる食品表示の総合条例を同時にスタートさせていただく。この中に食品表示Gメンを位置付けることによりまして、体制は7名から70名、権限をしっかりとここに付与させたところでありまして、同時に民間の皆さん方のサポートが要るということで、食品表示ウォッチャー80名、もちろんこのベースは先ほどの2,100名をバックボーンとする中からの指定とさせていただいているところでありまして、今後も消費者庁の皆さん方とともに、我々しっかりとスクラムを組んで、賢い消費者、自立した消費者、そして低年齢からの消費者教育にしっかりと展開を行っていききたいと考えております。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

続きまして、大竹委員、お願いいたします。

○大竹委員 私は東京学芸大学で家庭科教育を教えております。その関係で家庭科教育に関する教材の作成にこれまで関わってまいりましたので、自己紹介を兼ねましてその紹介をさせていただきます。後から配りましたので多分、一番上に載っていたかと思っております。

こちらを御覧ください。

1つは、東京都の消費生活総合センターで、ウェブにアクセスして使うという教材を開発いたしました。もちろんこれは様々な、もっと違うものも出来ておりますけれども、私に関わったものがこれでしたのでこれを持ってまいりました。2年ほど前ですが、小学校の家庭科の中で使える教材です。

先ほど板東長官から、実践的な消費者力が付くように単に知識を受け取るだけではなくて、アクティブラーニングと言われ、そうした教育が今、求められているというお話でしたが、これも本当は売り場に行って実際にいろいろ調べて行って、そこで意思決定をするというような活動ができればいいのですが、なかなか学校の外に行くというのが難しいものですから、疑似体験でスーパーに行って買い物ができるというような作りになっております。

さらにその次がパワーポイントを8枚ほど印刷してありますけれども、これはその中に更に教員にサポートするという形で、単に買い物をしてどのような視点で選んだらよいかというだけではなくて、例えばフードマイレージの話とか、地消地産の話とか、食品ロスの話というような、更に発展するような内容もこの中に含めて先生方が活用していただくという仕組みになっております。この開発に参加させていただきました。

教科書の執筆をさせていただいております。教科書はたくさんの書店、本屋さんから出ているのですけれども、たまたま私が執筆代表をさせていただきました開隆堂出版のものだけ今日は持ってこさせていただきました。本当は8社ぐらい出ていますので、それを全部コピーしてお持ちすればよかったのですけれども、枚数も多いということで1事例として御紹介させていただきます。

最初のA4判は、小学校の消費者教育に関する部分です。小学校でも買い物として意思決定の流れというのをそこで学ぶようになっております。それから、先ほどのウェブ教材が活用できるかと思いますが、左下に食品についての表示のこととか、いろいろな表示。それから、そのときにどのように考えたらいいかということも学ぶようになっていて、これは教科書なので非常にコンパクトなのですけれども、先ほどのような教材を活用して、学べる1つの糸口になっております。

次は、中学校の技術家庭科の教科書の「消費者の権利と責任」というところのページです。特に、中学校の技術家庭科では、消費者の8つの権利と5つの責任ということを中心に学習しておりますけれども、例えば後ろ、いろいろな事例を通して消費者の権利と責任を具体的に考えるということで、実践的な力をどう付けるかというところでいろいろ工夫をして、ここに提案しています。もちろんこれは1事例ですので先生方がこういうことを考えながら、生徒に合ったいろいろな教材、これはTシャツの事例ですけれども、多分、生徒の様々な今直面しているいろいろな消費者問題の中の1つを取り上げると、子供に身近な教材になるかと思いますが、そのような道筋を示して、そうして実践力を持った消費者力を付けられるようにということで、こういうことを提案させていただきました。

最後は、高校の家庭基礎のページです。消費者問題につきましては全部で8ページあるのですが、全部持ってきませんでした。この中では例えば生活情報を読み取る中で、情報社会の中の課題を書き込ませていただいております。175ページでは今、消費者市民社会ということも書き込まれて、消費者市民社会の中のそこで活躍する主体者をどう作るかというところも少し考えながら、こうした紙面作りをさせていただきました。ちなみに、このページは西村先生に書いていただきました。ありがとうございます。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

引き続きまして、尾嶋委員、お願いいたします。

○尾嶋委員 このたび新しく委員に参加させていただきます、公益社団法人全国消費生活相談員協会の尾嶋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様のお手元に、橙色の当協会の案内と、「こんな相談がありました」という冊子がありますので、そちらを御覧いただきたいと思っております。

当協会、全国消費生活相談員協会は、現在、約2,000名の会員がおりまして、その多くが地方公共団体の消費生活センターなどの相談窓口で消費生活相談に対応しております。橙色の協会の案内を見てくださいますと、全国7支部から成っております、会員の研修会・勉強会はもとより、その地域においての様々な啓発活動などを行っております。

さらに後ろのページに週末電話相談がありますが、東京、大阪、北海道の3か所で週末電話相談を行っております、昨年度は2,666件の相談を受けております。相談を受けまして、まとめてありますのが「こんな相談がありました」という事例集です。毎年、同じような相談もありますけれども、年々新たな相談事例も多くなっております。

一方、私は高等学校の家庭科の教員をしておりますが、その後、高等学校の非常勤講師と消費生活相談員を兼務。現在は鎌倉市の消費生活センターに消費生活相談員として勤務しております。鎌倉市は人口17万人という比較的小規模な自治体ですけれども、昭和50年に制定され、その後何度か改正された消費生活条例があります。日々相談を受けており、啓発活動も行っております。市民からのいろいろな相談を受けておりますなかで、特に、高齢者の高額な被害などもしばしば目のあたりにしてございまして、その啓発をどうしたらいいのか、被害防止はどうしたらいいのかということで、毎日悩みながら相談対応しているという状態です。

若者の消費者教育に関しては、これから夏休みになりますけれども、夏休み子ども教室などを行っており、例えば食べ物の表示、環境に関すること、農家の見学など学校外ですが啓発活動も行っております。

相談現場にいる中で、未然防止のためには非常にきめ細かな対応が必要ではないかと感じてございまして、自治会とか町内会とか、そういったレベルでいろいろな話をしたり、情報提供したり、更に関係者と連携強化していかなければなかなか被害というのは無くないと思っております。今後の消費者教育としましては、被害防止の観点からと、今まで

お話がありましたような消費者市民社会の実現という観点から、両方で進めていかなければいけないと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○西村会長 ありがとうございます。

続きまして、尾上委員、お願いいたします。

○尾上委員 私も今回から参加させていただきます、公益社団法人日本PTA全国協議会の尾上と申します。どうぞよろしく願いします。

別段、資料はございませんが、私たちは子供たちを取り巻く環境全てにおいて対応すべき事柄が多いので、これに限ってというところではなく、幅広い対応をさせていただいております。特に、この若者に関しては環境変化とともに、教育改革がどんどん進んでいる中で保護者としては情報量が少ないので、対応し切れていないところはたくさんあると思いますが、今後、目指すべきところは家庭の教育力の向上であると考えております。また、若者が夢を持って本当に明るい未来が見られるような形を作っていくためには、保護者もしっかりとした教育をしなければならないし、また、乳幼児段階から共に学ぶような仕組みが大事かと考えております。小学校、中学校の保護者を対象にした集まりでも、その前の段階がすごく大事というのは、特に小学校、中学校に上がってきてから分かることで、また、主権者教育については、18歳からの選挙権となりますが、それも小学校、中学校の段階から教育していくべきことがたくさんあると思います。

取り組むべきことと言いますと、新しい教科「道徳」というのがある意味、家庭での教育力の向上の1つのツールとして使えるかということも考えつつ、いろいろな取組を強化しているところです。携帯、スマホに関するトラブルが大きな問題として捉えられておりますが、契約するということも含めて保護者が持たせる責任、子供が持つ自覚ということから、お互いにそういったことの話をしながらか決めるということが少なくなってきました。安価で買えるし、使いやすいものが増えてきている中で、特に注意をする、意識をするというところまで話が及ばず、使い勝手だけで購入してしまっているところが多いので、冒頭、長官が言われたようなネットで簡単に購入してしまう、ネットで簡単にいじめとかも含めて言葉を発してしまうことが多くなってきました。

「いじめの防止等のための基本的な方針」が出来ましたが、まだまだいじめはとまらない現状がありますし、いろいろな法律とか決まり事、決め事をやったとしても、とまらない現状からしますと、社会を挙げてしっかりとした方向性を見ていかなければいけないと思います。

また、トラブルに巻き込まれない仕組みということも考えなくてはいけないのですが、社会自体がそういうトラブルを起こすことを大人の責任として、子供の段階からそういうことを身に付けるのではなく、社会がそういうことを無くすような方向に向いていかないと、いろいろな法規制をやったとしても現実で起こってしまっていることがたくさんあります。それは教育の中で小さい頃から教えていって、そういうことをしないように、ならないように教育しなければいけないと思います。

中央教育審議会でも議論されていることに関しても、2020年を見据えてということですが、もう少し先、10年、20年先のことを見据えた形での改訂をされております。そういったところを見据えて我々も現在はどうであるかではなく、その先のことをしっかり見据えた基本方針が出来ていると思うのですが、その先の話も議論できるような場になればいいかと思っております。

今後、子供たちに関するトラブルとかないということも、当然ながら日本の社会がよくなるような仕組み、形をこの中で議論できればと思っております。よろしく申し上げます。

○西村会長 ありがとうございます。

続きます、柿沼委員、お願いいたします。

○柿沼委員 全国地域婦人団体連絡協議会会長の柿沼でございます。

お手元に「全地婦連」と略させていただいておりますが、今年の事業計画を参考に届けさせてさせていただいております。全地婦連は全国47都道府県全部に網羅いたしまして、あと川崎市を含めました48の団体で構成されておまして、歴史のある地域を担っている団体でございます。

開いていただきますと、5ページに今年の活動の重点項目がたくさん書いてありますけれども、その5番目には「消費者問題」ということで、私たち全地婦連の創立以来60年以上たっておりますが、消費者という問題については大きな柱としてずっと捉えてきております。近年の複雑多様化した消費者問題に対しましては、様々な形で取り組んでおります。

2ページをお開きいただきたいのですが、一つの事例といたしまして、全地婦連は全国大会を各都道府県のどこかで1回、そしてブロック会議とありますように、7か所で毎年交代でブロック会議をどこかで開いております。そのほかに研修会、講座ということで幹部研修会、製品安全セミナー、防災学習会、暮らしとお金の教室、標準化セミナー、様々な切り口で単なる受け手としての消費者だけではなく、地域力の担い手としての力を付けるということも含めて、また、経済産業省に製品の製造についてもものを言っていく。子供の服の安全性、あるいは安心な製品の製造について、そんな取組をしております。

各県に目を移してみますと、その中でブロックごとに消費者教育というものを年に何回も、それぞれに細かく実施しております、本当に網の目のような消費者教育をしております。地域の中での特に高齢者に対する詐欺とか、いろいろなことにブロックできるような力を作っていく。そして、学校との連携で教師の役割も果たせる人材を育成していく。両面に取り組んでいるところでございます。

現場の中で、学校の先生だけですと非常に忙しいという状況で、学校の先生自体に消費者としての力を付けていただくことももちろんですが、子供たちへの家庭の力というものを担っている全地婦連のメンバーから発信していくことも取り組んでおります。子供たちがインターネットやサービスということで、物を買う時代から目に見えないものの取引という時代になっていきますと、なかなか親が見えないところでいろいろな契約が成立してしまうということのチェックもしたい。また、福祉の分野での連携を全地婦連でもいろいろ

ろな形をとりながらやっていくことにしておりますが、これからますます複雑高度化していく中で若い方々から高齢者まで、そして年齢の広さという中で、世代の広がっている立場に対する全地婦連の役割も、地域の核として展開できていければなというところを持っております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○西村会長 ありがとうございました。

続きまして、河野委員、お願いいたします。

○河野委員 河野恵美子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

前回に引き続き担わせていただきます。前回のときは日本生協連というところから出させていただきましたが、今般は一般社団法人消費者市民社会をつくる会会員ということで、そこで学びながらフィードバックもしていきたいと思っております。今日、会の資料として提出させていただきまされたのが、ホチキス留めの印刷いただいた地味なものがありますので、見ていただければと思います。

会も知っていただきたいということで、「設立趣意書」というものを出しましたけれども、お読みとりいただければいいのですが、タイトルにありますように、「消費者市民社会をつくる会」という、前消費者庁長官の阿南さんが理事長をやっている会でございます。昨年12月に発足したばかりで、まだまだこれから活動を広げていくところでもありますけれども、設立の趣意にありますように、消費者が消費生活において自主的、自立的に行動するための消費者力を付ける。持続可能な地域社会作り、温かい地域コミュニティー作り、そういうことに積極的に関わっていくために消費者市民力を付けることができるように、また、企業が消費者・生活者を経営の中心に位置付けて、消費者・生活者目線の事業を推進していく消費者志向経営力を付けることができるようにということを趣旨に掲げております。会員通信も参考までに付けさせていただきましたので、是非お読みとりいただければと思います。略称は「ASCON」と言っておりますので、是非お見知りおきいただければと思います。

この会の中で今後、先ほどどう進めていくかというお話を長官、事務局からお話しいただいたのですが、消費者庁が出来てから本当に大きく消費者行政が進んできたなということを実感しています。まだ10年に満たない中でいろいろなことが進んできている。その中で特に消費者教育というのは多くの方が望んでいることだと思います。また、専門家の方々の尽力もあったんだなということを感じておりますけれども、ですので前期の推進会議での到達点からどう進捗していくかということも大事に見ていきながら、この会に参加もしていきたいと思っております。

ただ、いろいろな方々に会議の中のお話などをしますと、よく分からないというように、まずどう進んでいるのか分からないとか、そんなお話も聞きますので、今回のところではどう話を進めていくかというのはデザインというか、そんなことも分かりやすく発信していく必要があるかなと思っております。

私自身は、前期の最後の推進会議で、次期の会に託すことをいろいろなことを言った気

がするのですけれども、全部忘れまして。資料も一旦整理してしまっただので、また見直しながら積極的な、それこそ自分自身も主体的な参加をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、佐分委員、お願いします。

○佐分委員 消費者関連専門家会議の佐分と申します。

5月に理事長を交代しまして、現在は顧問として活動させていただいております。通称「ACAP」と呼んでいますが、中には御存じでない方もおられると思いますので、資料として「ACAP活動の御案内」と会員の所属する企業・団体一覧表をお配りしています。ACAPがどんなことをやっているかはこれを見ていただければと思います。「ACAP活動の御案内」の「ACAPとは」をご覧ください。ACAPは企業の中におけるお客様対応部門の責任者、担当者で構成する組織でございます。会員数は、現在570社、854人で、現在の理事長はキリンの坂倉さんです。

次のページを開いていただくと、どんな活動をしているかが書かれています。後ほど時間があるときにお読みいただければと思います。

消費者教育推進ということでは、消費者教育推進法が出来たときに消費者教育支援プロジェクトというものをACAPの中に設立しまして、学校、地域社会、職域、この3つの分野で何ができるだろうかということで検討を進めてきました。

現在、学校の分野では、添付資料のとおり、「バーチャル工場見学サイト」をホームページに新設し、5月に公開をしております。掲載サイトの社数とサイトの数に誤りがありますが、41社76サイトが正しい数です。特に添付資料の一番下に西村先生のお言葉もいただいておりますので、是非お読みいただければと思います。

学校によっては、なかなか工場見学に行けないところもあると思いますので、疑似体験というものをさせていただき、知識を深めてもらえればと考えております。

地域社会の分野では、「ACAP活動の御案内」の資料の中の「消費者啓発情報を提供」という欄に記載されていますが、消費生活センターにACAPとしての消費者啓発資料常設展示コーナーというものを設けさせていただいております。現在は全国32カ所で展示させていただいております。8月には36カ所になると期待をしております。国民生活センター、東京都の消費生活センターでは改善事例ということでパネルも掲示させていただいておりますので、もし機会があれば御覧いただければと思います。

また、できれば各県に一つは展示コーナーが開設できればいいなと思っております。

職域の分野では、これが一番難題でございまして、企業の中で消費者教育を進めるには、まず消費者教育の必要性を理解していただくところから始めないとなかなか進まないと思われる。取組としましては現在、会員企業の中からどんな取組をしているのか、そういった事例を集めるとともに、どんな教材があるのか、どこの消費生活センターが講師を派遣いただけるかなどの情報を取りまとめながら、今年の秋ぐらいをめどにホームページ

で紹介していきたいと考えております。

そんな形でできることから今、始めようと思っております。更にできることがあればと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、島田委員、お願ひいたします。

○島田委員 弁護士の島田でございます。資料は何もございませんで恐縮です。

「消費者教育推進法」の制定の頃から、日本弁護士連合会の消費者問題対策委員会の消費者教育部会で制定に向けた運動をさせていただいておまして、同推進法が出来てからいろいろこういった消費者庁の様々な会議に出させていただいて、勉強させていただきつつ、各地で講演などもさせていただきながら消費者市民社会についてお話をしたり、勉強させていただいているというような状況でございます。

あちこちいろいろ回りまして、消費者教育推進法が出来てから様々な取組が各地で進んでいるなということは私自身、本当に実感いたしますし、各地にすごくいい素材がいっぱいあるなということを痛感しております。問題は、それが全体の財産として共有できないという、なかなかそれが見える化できないというあたり、これをどうしていくのか。

これから成年年齢の引下げというところも踏まえて、更に地方の消費者教育がバージョンアップしていくことが求められる中で、地方各地で進んでいる取組をどう情報共有し、また、促進していくのかという意味で、この消費者教育推進会議の役割が非常に大きいなと思っております。

中でも、そういった地方の取組を共有していくこととともに、地域と学校の連携をどう付けていくのかということ、これは従前から言われておりますが、非常に課題の大きいところであります。

先日、私の地元の福井で消費者教育のシンポジウム、福井で初めてやったのですけれども、そのときに学校の先生と地域で消費者問題に取り組む皆さん、相談員の皆さんと一緒にシンポジウムをやったのです。そのときに学校の取組というものを、今日教科書などを御紹介いただいた中でもございましたが、買い物を通して、例えば地産地消であったり、バーチャルウォーターの問題だったり、様々なことが生き生きと学べるんだよ、そういうことをやっている先生方がいらっしゃるんだということを知りますと、消費者教育ってそんなのだったのという新鮮な驚きが地域の人々にあるわけです。そういうものが生まれてくると、ではそういうことなら協力できることがあるよねということで、またその地域と学校の連携の一つの端緒になっていくかと思ひますけれども、そういったことを全国各地でどう広げていくのか。そして生き生きとした消費者教育を作っていくためにどういった取組が必要なのかということ、是非この推進会議の中で考えられればなと思っております。私も微力ながら参加して努力したいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、清家委員、お願いいたします。

○清家委員 神戸市の市民生活部長の清家と申します。

今回から新たに委員に就任させていただきました。前任の荒木に引き続き神戸市から選任していただいたことを有り難く思っております。できるだけ前向きな意見をさせていただけたらと思っております。

消費の関係のほかには男女共同参画とか、勤労者福祉といったような仕事に関わらせていただいております。また、日頃から消費者庁には非常にお世話になってございまして、特に基金については非常に有り難く思っております。コンシューマースクールとか、そういった神戸独自のこともこの基金を使わせていただいておりますので、非常に有り難く思っております。

消費者に近い行政団体ということで、代表として出させていただいておりますので、そういったところを十分に意識して、神戸市だけではなくて、いろいろな自治体がおられますので、そういったことも含めながら発言をさせていただけたらと思っております。

神戸市の状況でいきますと、消費者協会とか、コープとか、先ほどお話がありましたACAPともいろいろな連携をさせていただきながら進めさせていただいております。先ほど申しましたコンシューマースクールでございましてとか、あるいは大学での講義というのも複数の大学で講義をさせていただいておりますし、消費者教育の推進計画でございましてとか、消費者教育センターとか、既に設置をしております。あるいは子供たちにとということでスマホに関してアニメのDVDを作りまして、Youtubeで1万数千件のアクセスがあるといったような状況、そういったこともやっております。

あと、地に着いた啓発というのも必要ということで福祉関係者（「あんしんすこやかセンター」）、実際に各独居老人の御家庭に福祉関係の仕事として行かれる方々との連携ということで、そういったところにアプローチもさせていただいておりますし、コープの夕食宅配とかもさせていただいております。今年度からは老人クラブが見守りサポーターみたいなものを作るという話もございましたので、そちらとも連携させていただきまして、事業を進めていくということで、近々研修会なども実施する予定でございまして、

ただ、そうは言いながらも相談の傾向としましては全国と同じでございまして、年間に1万2,000件ぐらいの相談があるわけですが、やはり特殊詐欺が非常に多いということ、それから、高齢者がターゲットになっている。インターネットにつきましても幅広い世代で被害に遭っている。そういったことは全国と同じ傾向でございまして、そういったものを減らすことに力を入れていきたいなということで、県警とか教育委員会との更なる連携を進めていきたいと思っております。情報がなかなか届かない人に対していかに届けていくかというのは、これから考えていかなければいけない、あるいは行動していかなければいけないと思っております。

また、消費者教育につきましましては、私どもも非常に大切だと思っております。ただ、市民への浸透ということでこれも私どもの計画に関するアンケートをとったときに、まだ

まだ浸透していないということもございますので、こういったことにつきましては教育委員会との連携が非常に大切だと思っておりますので、これから進めていけたらなと思っております。

それと、私は区役所でまちづくり関係の仕事を3年少ししてございましたので、これまでの皆さんが議論されてきたことを実践に移していく上で、少しでも役に立てばと思っております。

最後に、神戸市も今回、28年度から次期計画を策定する年でございまして、消費者教育もそのうちの一つの大きな柱とさせていただいておりますので、この場での議論等も神戸市に持ち帰りまして、いろいろいかしていくようにしていきたいと思っております。市民の方が、消費者の方が安全で安心して過ごしていただけますように、私も微力ながら頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○西村会長 ありがとうございます。

高山委員、お願いいたします。

○高山委員 資生堂の高山でございます。

まず最初に自己紹介をさせていただきますが、資生堂の中で消費者対応部門あるいは消費者情報の活用、消費者志向経営といった分野で17、8年ぐらい関わってまいりました。前期から消費者教育推進会議に参加、消費者市民育成小委員会を担当させていただきました。その後、私自身は資生堂の常勤監査役を今年6月退任いたしまして、現在は資生堂の顧問を含め、民間企業4社ほど関わっている状況でございます。

そこで、私は、事業者の立場から、あるいは企業の経営も含めたところの視点からも、いろいろコメントをさせていただければと思っております。

今後の進め方について意見として、2点ほどコメントさせていただければと思っております。

1点目ですが、前期、私は消費者市民育成小委員会に参加し、その中で心残りだったことは、消費者市民の定義が明確にできなかったということです。この辺は消費者市民社会における期待される消費者像というところまではいきましたけれども、これをもう少しクリアにすることが一つ残されている課題と認識しております。この点は基本方針の見直し、あるいは「学習指導要領」の中でどう扱うかといったことも視野に入れて、もう少しクリアにすることを通じて、消費者教育内容を更に進化させ、活動が促進できたらということで期待しております。

また、このことについては今回、資料4の実際の2.の(2)の③の消費者市民社会の普及度の把握というところに大いに関わってくることだと思いますので、検討事項として残していただけたらと思っております。

2点目でございます。今回、若者への消費者教育というところにスポットを当てるという御提案が事務局からありまして、これは本当に実は消費者市民社会の形成ということを考えてときに、非常に良い視点だと感じております。消費者教育の担い手ということで高

校生、大学生に着目し、その人たちから波及効果を期待する。これは非常に重要だと思います。その中で、次にこれを誰がどのようにやるのかといったところが大きなポイントになってくると思います。そのときの考え方の視点なのですが、資料3で今後残された課題というのが8つございました。この8つの課題と、資料4の「2. 当面の検討事項」の(1)若者への消費者教育、この辺を是非クロスした上で、それぞれどういう課題があるのか、そしてどのようなセクターや立場の主体が推進するのか。その辺をクリアに整理し、今後検討を進められるといいのではないかと考えているところです。

例えば若者といったときには、学校教育だけに期待するのではなく、学校教育はもちろん大事ですけれども、併せて、行政、事業者、団体、NGO、NPOといった各主体を含めて、何かいいモデルケースも含めて推進して、それがシンボリックなアクションとして世の中に認知されることによって、消費者市民社会というものがより進展していく。そんな動きを作っていけたらと期待しております。どうぞよろしく願いいたします。

○西村会長 ありがとうございます。

引き続きまして富岡委員、お願いいたします。

○富岡委員 消費者教育支援センターの富岡と申します。

自己紹介をさせていただきたいと思っておりますけれども、国民生活センターが昭和45年に発足したのですが、発足間もないころに国民生活センターに入所しております。その後、昭和55年に国民生活センターでは相模原市に研修センターが完成し、そのときから担当として消費者教育に携わるようになりました。その後、現在の消費者教育支援センターに移って消費者教育を中心に活動しておりますけれども、消費者行政、消費者教育にトータルで42年ほど携わっているわけでございます。現在の消費者教育支援センターでどんなことを今やっているのかというのを、皆様のところへA4のコピーをお配りさせていただいておりますので、見ていただきたいと思います。

まず柱としては、消費者教育に関する調査研究ということで、国内外の実態調査では、海外においては今年5月に韓国消費者政策教育学会に参加して情報収集、意見交換を行っております。国内においては地方消費者行政に関する消費者教育の実態調査を、これから行う予定にしております。海外についてはここ4、5年、ヨーロッパを初めいろいろところで実態調査を実施し報告書もまとめております。調査研究の一環として地方自治体からの受託事業、これは「消費者教育推進計画」絡みでございますけれども、浜松市とか米沢市の受託を受けております。

調査研究の成果物として「消費者教育研究」という機関紙を発行しております。隔月刊で年間6回作成しておりますけれども、こちらは全国の県、市、町、約2,000か所の教育委員会、消費者行政部局（消費生活センター）約700か所、学校の先生等も含めて4,000部を全国に発信して、消費者教育の推進に努めているところでございます。

2つ目の柱として、先ほども消費者庁からいろいろご説明がありましたけれども、中高生向けの消費者市民教育のリーフレットを、今、作成中でございます。8ページのもので

ございますけれども、秋に完成するべく今、急いでいるところでございます。

もう一つ、中高生を主な対象とするゲーム教材の作成ということで、学校等で契約について学習できる教材を、これも秋を目標に今、作成を急いでいるところでございます。

教材作成関係の受託としましては、岐阜県、山口県、栃木県、静岡県、名古屋市等から受託をしております。

3つ目の柱としてセミナーでございますけれども、消費者教育のシンポジウムは年1回、オリンピック記念青少年総合センターでいつも行っておるわけですが、今年のテーマは「消費者市民教育の展望」ということで、6月23日に開催しており、約150名の参加をいただいております。

また、中高年の女性を対象としたセミナーの開催ということで、女性の方を対象に「全国地域婦人団体連絡協議会」の協力をいただきまして今年度は基礎講座を広島県と佐賀県で実施いたします。応用講座は、秋田県と愛媛県で実施する予定にしております。

国民生活センターからの受託事業としまして、学生セミナー、これは9月3日、4日の2日間行います。それから、教員を対象にした講座は8月18、19日でございますけれども、こちらも企画運営を担当させていただいております。

地方自治体から研修等の企画運営を委託されているのが、神奈川県、埼玉県、茨城県、愛媛県、横浜市、金沢市等々でございます。

講座の講師の派遣ということで、26年度は全国で65カ所、対象としては教員の方、行政職員の方、見守り関係者、一般市民等でございますけれども、これは25年に比べても増えております。特に学校関係の教員の研修がここ1～2年非常に増えてきております。

4つ目の柱として、学校等で使用する教材の表彰制度です。企業、業界団体、行政、消費者団体・NPO等が作成した教材を選考委員会により優秀賞を決定しております。昨年の応募が56点、その中から優秀賞19点が選ばれております。このような形で消費者教育支援センターでは、消費者教育推進に関わる全ての事業を進めているところでございます。

今後ともどうぞお願いいたします。

○西村会長 どうもありがとうございました。

それでは、古谷委員、お願いいたします。

○古谷委員 古谷です。サステナビリティ消費者会議の代表として今回参加させていただいております。

紹介資料については、一番最後のページに、3つ折りのものを、A4の1ページとして提供しております。実は消費者組織の中でなかなかサステナビリティといいますか、持続可能な社会に向けての行動が十分取り組めていないという状況の中で、私たちは持続可能な社会に向けて解決すべき課題を消費者組織としてどう取り組むかということで作られた組織で、先ほど河野さんのところで「消費者市民社会をつくる会」と同様に新しい組織です。

成果物としては、消費者が企業に申し出をするときの「コンプレインレター」というテンプレートを提供するものがあります。現在「消費者市民チェックリスト」を作っている

最中です。個人としては企業のCSRですとか、消費者志向経営の促進に関わる活動を行っております。

さて、意見については、3点ございます。手短にお話しいたします。

まず、進め方についてはおおむねこれでよろしいかと思うのですが、資料4の1. (2)で「社会情勢等の変化に対応した課題」ということで、社会情勢ということ言うと、国際的な動きとも連動してはどうかと思います。なぜかという、実は「SDGs」、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」が国連で今年の9月に採択されようとしているのです。そういった国際的な動きとも連動してやっていく必要があると思います。当然、日本としても国レベルで検討されていると思うのですが、その中には12番目の目標としては持続可能な生産と消費というものが掲げられています。そうしますと消費者市民社会の形成に向けた教育ということとも決して無関係ではないし、むしろ一致したものですので、そういった国際的な動きとも連携して、各省庁との連携も是非お願いしたいと思っておりますし、一緒に検討すべきではないかと思っています。

これについては国の連携した動きが見られないと感じていますが、民間のほうではNPO、NGOの方を中心にそろそろ動き始めているということもありますので、そういった動きとも是非連動してほしいということが1点目です。

2点目なのですが、これは高山委員がおっしゃったように、消費者市民教育ってどういう内容なのかということをもう少し深めなければいけないと同時に、実際の具体的な行動ってどういうことなのかということ、前回、行動例をお示ししたのですが、まだまだ十分ではないと思いますので、消費者の行動はどのようなものかということをも具体的に示す必要があると思います。そういうことで、より皆さんに広まって行って理解も深まる場所がありますので、そのような観点が必要ではないかと思っています。

3点目なのですが、そういった消費者が消費者市民社会の形成の実現に参画するということは、実は消費者だけでできるものではありません。環境整備がとても重要だと思います。その環境整備というのは内容を深めるだけではなくて、場合によっては行政であったり、事業者であったり、消費者団体であったり、あるいはNPO、NGO、PTAなど、いろいろな関係者が支援をしていく必要があります。支援というのは担い手として支援するだけではなくて、仕組みであるとか、制度を作ったりとか、あるいは連携して実施するとか、そういった環境整備が欠かせません。そういったことも含めて、これからの進め方を検討していくときの基本的考え方に入れてほしいなと思います。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

最後になりますが、ただいまの古谷委員の1つ前に私もメモを用意させていただきましたので、発言をさせていただきます。

第1期の推進会議の議論を踏まえて考えているところということで、幾つか列挙させていただきました。

「消費者教育推進法」が出来まして、施行されて2年8か月ぐらいになるわけですが、確かに委員の方の御発言がありましたように、いろいろな意味での進展はあった一方で、見えないところがあるという御発言があったと思うのですけれども、1つ目は推進法施行により果たしてどれだけ大きく進展したと言えるかどうかということなのですが、教員の学校教育ということに限って言いますと、教員の初任者研修ということで一律に消費者教育を一つの講義科目としてセットしている例なども見られるわけです。あるいは教科研究会という形で家庭科の教科研究会ですが、中学校向けの教材を作成して、それを消費者行政が活性化基金を活用して支援する、そして（市内）全校に配布するというような、こういった先駆的な良い例が一部には見られるのですけれども、なかなかモデル校を作ったり、全校的な実践というような取組はもちろんあるのですが、まだまだ不十分というか、あるいは知られていないのではないかと、行われていないのではないかとということでもあります。

それに関してはまだまだ「学習指導要領」の位置付けが弱いということで、現状では大きな進展に至っていないのではないかと。長官からの御発言もございましたが、「学習指導要領」に関しては折しも改訂のタイミングでありまして、昨年11月20日に文部科学省から中央教育審議会に諮問が行われて、現在、審議が行われている最中でございますけれども、こういうタイミングに合わせて本会議として意見書を提出することも、検討すべきではないかということでもあります。

これも既に何名かの委員の方々が御発言されていますが、言葉として語彙としての消費者市民社会、消費者市民というのは自治体、行政のイベントタイトル等に、いわば踊るように見かけるようになった。ところが、現実的に概念や意義について果たしてどれだけ理解が深まっているかということ、疑問も多いわけでもあります。

一つの手掛かりとして、私が大切にしたい、大事にしたいと思っておりますのは、5月に消費者庁内に設置されました「倫理的消費」調査研究会」。この中にもその研究会の委員の方もいらっしゃいますけれども、この発足を契機としていわゆるエシカル消費ということの議論がスタートしております。そういった議論の経過や成果をメディア等に発信をすることによって、国レベルの取組を周知していく必要があるのではないかと。

ここでの議論、これまでに例えばフェアトレードであるとか、紛争鉱物（コンフリクト・ミネラル）の問題であるとか、バーチャルウォーターであるとか、様々なサステナビリティに関する御報告や御発言が出ているところですが、そういったところも参考にして取り組んでいく必要があるだろうということ。それから、読本やリーフレット、映像等々をできるだけ早期に作成して、中央、地方のイベント等で積極的に活用していくことが必要なのではないか。これについては先ほど富岡委員の御説明の中にもございましたけれども、消費者教育支援センターで作成中のもの等もあるようでございますので、そういった成果のノウハウを大いに活用すべきではないかと思っております。

それから、これは第1期の推進会議でも発言したことがあったかと思うのですけれども、消費者教育推進法をきっかけに広げていって、市民的に、国民的に定着させていくことを

考えますと、消費者教育ウイークであるとか、あるいは消費者市民の日とか、そういったものを制定して普及を図っていくというようなイベント性のことも必要なのではないかと。

3番目に、消費生活センターの地域消費者教育拠点化ということが基本方針にもありましたし、そのことが地域連携推進小委員会でも第1期に議論されてきたところでもあります。どこまで進んでいるかというところでもあります。コーディネーターを設置している、先ほど徳島の例も御紹介がございましたけれども、地域消費者教育関係者あるいは関係団体をつなぐキーパーソンとして活躍する例があるわけですが、こうしたノウハウをどうやったら広めていくことができるのか。押しなべてどこの都道府県、市町村でもそういったことができるような何か仕掛けをしていく必要があるだろうということを考えてみました。

そのためには、今、進みつつあります各地の「消費者教育推進地域協議会」といったものの議論の状況を、どんな議論が行われて、具体的にどんな事業が新規事業としてスタートしているかということを改めて調査する必要があるのではないかと。それから、これが各地にコーディネーターというものがそれなりに広がっていった場合に、コーディネーターの交流会議のようなものができるか。あるいは消費生活センターの拠点化という場合に、センター・オブ・センターとしての国民生活センターとしての役割というのも一方で大きいのではないかと。同センターの相模原事務所の研修施設が再開をされたということで、情報資料室もまた再開をされているようではありますが、そういったところでの施設の活用とともに、各地の消費生活センターに消費者教育拠点化のノウハウをどのように伝えていくかという上での役割もあると思っております。

さらに4番目に地域における福祉団体、福祉関係者との連携について、これをフォローして見る必要があると思っております。先ほど神戸市の御報告もありましたけれども、高齢者の消費者被害の防止あるいは地域安全の確保の観点、こういったところから直接フェイス・トゥ・フェイスと言うのか、ドア・トゥ・ドアと言うのか、そういうところに可能な直高齢者と接触ができる福祉関係者の接点は、極めて重要だと認識しています。そういうところでは地域包括支援センターあるいは消費生活センターの連携、具体的活動等を地域でどのように進んでいるのかということを経験していきながら必要があるのではないかと。私なりに考えたところでもあります。是非今後の皆さんとの意見交換でいろいろと考えてみたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上、委員の皆様から一通り御発言をいただいたところでございますけれども、何かそれぞれの御発言を伺って、更に追加的に補足をされたい、あるいは場合によればその御発言に対する御質問あるいはコメント、意見ということでも結構ですが、御発言があればどうぞお願いたします。

河野委員、お願いたします。

○河野委員 資料4の進め方についての質問でもよろしいでしょうか。資料4で、ほかの委員の方々からも御意見が出されたのですけれども、私もこの進め方でほばいいかと思うのですが、「2. 当面の検討事項」の中に「若者への消費者教育」とありまして、この若

者というところがここでは高校生、大学生に限定されているのですが、説明の中にもありました選挙年齢の変更ですとか、民法の改正などがあるのであれば、ここは学生だけではなく、働いている人もいるので、先ほど高山委員からもありましたけれども、事業者、NGOといったところとも関わってクロスして考えていくのであれば、ここの若者の定義の幅をもう少し広げることが望ましいのではないかというのが一点なのですが、学生に絞った理由がもしあるのであれば、質問として伺いたいと思います。

もう一点は、同じ資料4の2ページ目の2. (2) ②ですけれども、これは今、西村会長からもありましたが、消費者教育推進計画を基にヒアリングという計画になっているのですが、むしろ消費者教育推進地域協議会の在り方、今どのように進捗されて、そこでの話し合いや推進力がどのように地域に波及効果を及ぼしていくかということを中心に把握していく必要があるかなと思いますし、先ほどの「消費者基本計画」の中の「地方消費者行政強化作戦」にもなっているのであれば、そこはセットで2つあったほうが良いのではないかと思います。これは意見です。

以上です。

○西村会長 それでは、差し当たって今の資料4ということでの御質問ですので、事務局からもし回答があればお願いいたします。

○消費者庁植田消費者教育・地方協力課長 学生に絞っているかということですが、そういう意図では書いていないので、若者という意味で広くとって御検討いただければと存じます。

2番目の御意見については、ヒアリングなどを行っていただく形で現状の把握をしていただくことを考えております。

以上です。

○西村会長 島田委員、お願いします。

○島田委員 今後の進め方の話なのですが、先ほど来、話題になっております成人年齢の引下げがあるのかないのか、これからの議論ということであれなのですが、一応見越しての取組も必要だということだと、結局のところ非常に良い面、悪い面いろいろありまして、一方でこれまで助走期間が2年間あって、高校を卒業してから様々な社会経験を積んでさあスタートというところが、高校にいる段階から成人に達するというものになってしまいますので、様々なスキルを身に付ける必要があることは疑いがない。

しかし、一方でこれを単なるスキルの伝授ということになってしまうと、それだけに時間がとられてしまっていて、大事な消費者としての考え方、正に消費者市民をどう作るかというところの視点が飛んでしまいかねないというところが非常に危惧されます。そういう意味では高校に限定せずに、もっと早い段階からそういったスキルを長期的な視点で学んでいく仕組みを作ることと同時に、今日の大竹委員のお話にもありましたように、そのスキルを学ぶことと、消費者市民としての役割を伝えることを有機的に関連させていく取組が是非とも必要ということになるかと思っています。

そこを地方任せにしないで、この会議の中でどういった方向、要素が非常に大事になるのかという辺りにガイドライン、指針のようなものを議論して、地方に示していくという取組が是非とも必要なのではないかと考えております。

もう一つ、文部科学省との関係で言うと、一方で文部科学省でも同様な視点での取組があらうかと思っておりますので、そことの関係を常に見据えながらやっていかなければいけない。これはヒアリングなどもされるようですので、そういったところかなと思っておりますけれども、そこも大事だと思います。

以上です。

○西村会長 ありがとうございます。

そのほかに委員から御発言がありましたらお願いいたします。

清家委員、お願いします。

○清家委員 私も若い人へのアプローチが非常に大切だと思っておりますし、先般、大学生協の方とお話をする機会がございまして、学生さんと接点があるということでいろいろ話を伺っていますと、18歳は判断能力とか経験はまだまだだということをおっしゃって、犯罪に巻き込まれる、あるいは加害者になってしまうという話も十分にあり得るので、その辺りはできるだけ早いうちからということをお願いしたいと思っております。

方針としては、全体として私はこんな形でいいのかなと思っておりますし、教育委員会の中央教育審議会へのアプローチというのは、私どもも正直、教育委員会に消費に限らず、いろいろお願いするのですが、時間がないというのが正直なところでございまして、「学習指導要領」の中でそれがより実践的な方向になるようであればありがたいと思っております。

以上でございます。

○西村会長 ほかに御意見はございますでしょうか。

私から一点。最初の飯泉委員のカラフルなパンフレットで非常に印象的だったものから、最初ということもあったのかもしれませんが、若者が作る倫理的消費社会というエシカル教育を推進されているということで、ここもこういうことを県として後押ししていることに確かに先駆的であろうと思うのです。もしこの部分についてどんなことをやっているのかという動きがもし分かれば御紹介いただければと思います。

○飯泉委員 この間の「倫理的消費」調査研究会のときには御紹介もさせていただいたわけなのですが、本県の高校で徳島商業高校、これは文部科学省から今年4月にスーパープロフェッショナルハイスクールにも選んでいただいたわけなのですが、四国では初であります。

今、徳島県ではベートーベンの交響曲第九番のアジア初演の地との経緯からドイツのニーダーザクセン州と友好提携を結んでおりまして、高校間でのお互いの交換留学も進める中で、ニーダーザクセン州の高校と徳島商業高校が中核となってカンボジアの高校と提携をして、今ここの高校が存廃の憂き目にある。国家財政が厳しいという中で、何とか自分

たちとして稼がなければならない。こういう形でエシカルの関係から先ほどフェアトレードのお話も出たところなのですが、この観点から徳島市内における市が立つわけなのですが、そういうところでドイツの子も巻き込む中でフェアトレード、そしてカンボジアの皆さん方の支援という形で、3校で例えばお菓子を作ってみるとか、様々な産品をカンボジアのものを活用して作り、そしてカンボジアの子供さんたちにもうちのマーケットで売ってもらって、その収益を学校側に返してあげる。こうした活動を通じてドイツ、徳島といったところにもエシカルの観点をどんどん広めよう。

当然、高校生がこういうことを行うことになりますと、先ほどお話があった大学でも四国大学であるとか、徳島文理大学、徳島大学、こうしたところも支援に動き始めるという形で、高校、大学、若い皆さん方、そして更には先ほど幼稚園とか小学校に対して高校生の皆さん方がエシカルのいろいろな教材を作って、出前で行ってくれるのです。こうした形で今度は中学校あるいは小学校、そうしたところにも若い皆さん方が自ら自分たちの発意で、ただ、渡航する旅費であるとか、こうしたものは様々な政府機関にも応援をいただきながら、県としても全面的にバックアップをして進めさせていただく。若い人たちが自分たちの感性で、そして自分たちの感覚でグローバルに展開していく。そうした芽をどんどん伸ばしてあげればなど。

先ほどお話をお聞きしていて、そうしたもののの中から当然、消費生活、市民社会も出来上がりますし、また、投票年齢が18歳。これは18歳と言ってもクラスの中に対象になる子とならない子がいるとか、あるいは既に働いている子がいるとか、18歳になってからでは遅い。高校というよりは中学校の段階からそうした意識を持ってもらう。こうした活動にも法律が改正された、公職選挙法が改正されたからやるというよりは、倫理的な教育、自分たちの活動が世界に影響を及ぼすんだと、そういったものを日々感じていただく。しかも自らの発想で。こうしたものを伸ばしていくことの延長が、先ほどこの場でいろいろ議論になったものの解を導き出せるのではないか。これを教育指導要領の中にも入れ込んでいっていただければ、そうした動き、芽というのはどんどん出てきておりますので、是非御参考にしていただければと思います。

○西村会長 ありがとうございます。

私のことを申し上げて恐縮ですが、今月末に神奈川の地方紙、新聞社の高校生記者という企画がありまして、その高校生記者が消費者市民とは何かということを取材したいという申し入れがあって、徳島でこんなことをやっているというのをそのときに御紹介できたらと思っています。ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

○柿沼委員 現場の末端の小さな町の町長としての経験から言いますと、学校現場に入れていただくときになるべくしっかりと入れていただかないと、現在でも家庭科とか社会科とか複数のところで取り上げられるのですが、狭間に落ちてしまってなかなか消費者教育、消費者市民社会の意図が伝わっていかないということがありますので、「学習指導要領」

の中にきちんと位置付ける方向でお願いできればと思います。小学校の低学年から是非入れていただければありがたいと思います。

○西村会長 もう一方、尾嶋委員、お願いします。

○尾嶋委員 西村会長の資料の一番最後の4番目ですけれども、消費生活センターの窓口におりますと、高齢者のトラブルは本当に早急に何とかしなければという思いがあります。福祉団体や福祉関係者との連携は、それぞれの自治体で進んではいるかと思いますが、高齢者のトラブルが急増し、中身も非常に深刻なものが多いという状況がありますので、4番は早急な対応が必要かと思っております。

○西村会長 ありがとうございます。

地域によっては両センターが一体になって、センターの相談員が直接高齢者のお宅に行き、その場で解約させるという事案もあるようですので、こういった早急な対策も一方で必要だという御意見ありがとうございます。

また、島田委員から御発言がありました。スキルの伝授に加えて消費者市民としての役割といたしましょうか、消費者としての役割を学ぶ。それについては今、最後に柿沼委員の御発言もありましたけれども、幼少期からきちんと育てていく必要があるということ。これは多分、皆さん方、合意される中身だろうと思います。

様々な御意見をいただきましてありがとうございます。本日いただきました御意見を踏まえまして、本推進会議における議論の内容、今後の本会議の進め方につきまして、次回の推進会議でお示ししたいと考えております。また、次回の会議につきまして板東長官のお話や皆様の御意見を頂戴しましたことを踏まえまして、文部科学省あるいは関係省庁からの若年層、若者に対する消費者教育、とりわけ学校教育、ちょうど「学習指導要領」改訂の時期というのもありますので、その辺りの取組についてヒアリングを行えばと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、次回の会議の日程等につきまして、事務局から御連絡をお願いいたします。

○消費者庁植田消費者教育・地方協力課長 次回の会議は9月末頃を予定しておりますので、また日程の調整をさせていただきます。詳細は会長と御相談の上で御連絡をいたします。

以上です。

○西村会長 それでは、これで第10回「消費者教育推進会議」を終了いたします。どうも御協力ありがとうございました。お疲れさまでした。